

負担を求める対象

1 納税義務者

専ら居住の用に供する者のない住宅（非居住住宅）の所有者

<例> 空き家や別荘、セカンドハウスなど
※ 住民票の有無にかかわらず、居住実態の有無により判断

2 課税免除

- 次のものを課税免除とすることが考えられる。

① 固定資産評価額や固定資産税額などの資産価値を表す額が一定以下のもの

（固定資産評価額（家屋）が20万円未満のもの等）

② 事業用に使用している又は使用を予定しているもの

③ 京都市京町家の保全及び継承に関する条例における京町家

※ 例えば、京町家保全重点取組地区内の京町家や重要京町家に指定された京町家などに对象を限定することも考えられる。また、その他の歴史的建造物についても要検討

④ 賃貸又は売却を予定しているもの

※ ただし、課税逃れ防止など公平性の観点から、一定期間（1年程度）を経過しても契約に至らなかった場合は免除しない

⑤ 固定資産税において非課税又は課税免除とされているもの

3 課税対象地域

市街化区域に限定

4 課税捕捉

- 想定される課税対象件数は約1.7万件
- 捕捉に当たっては、公平性の観点から確実に調査し的確に把握することと併せ、効率的な事務執行を心掛けて、検討を行うべき

負担の求め方

1 論点

【論点1】資産価値を示すものを基に税額を算出すべきか

財産税として、担税力に見合った負担を求めていくとともに、目的との整合性を一定図っていくのであれば、例えば固定資産評価額や固定資産税額のように、資産価値を表すものを基に税額を算出することが考えられる。（2の【案1】、【案2】）

一方で、資産価値にかかわらず、一律に対象地域内の土地・家屋の有効活用を促進していくという考え方から、家屋の床面積を基に税額を算出することも考えられる。

（2の【案3】）

【論点2】立地条件を反映させるべきか

課税標準[※]の算定に当たって、例えば資産価値を家屋の固定資産評価額等とする場合、対象となる家屋の立地する場所が考慮されず、同一の家屋であればどの場所に所在していても同じ負担となる。

よりよい立地に所在するものにより大きな負担を求めていくことで、負担の公平性が図れるとともに、非居住住宅のより適切な利活用の促進につながるものと考えられる。

このため、立地条件として土地の価値を税額に反映させることが考えられる。

※ 課税標準…税額算定の基礎となる金額・数量のこと

2 税額の算出方法の案

案	検討
【案1】資産価値を表す額に税率を乗じた額を課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担税力に見合った負担を求めることができる ○ 非居住住宅に負担を求めることで、利活用を促進するという意味では、土地及び建物の有効活用の促進という目的との整合性を一定備えている ○ 過重な負担と判断された場合、総務大臣の不同意要件に抵触する可能性がある
【案2】家屋の固定資産評価額で階層に分け、この階層ごとに累進させた一定の金額を課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定程度担税力に見合った負担を求めることができる ○ 非居住住宅に負担を求めることで、利活用を促進するという意味では、土地及び建物の有効活用の促進という目的との整合性を一定備えている ○ 階層ごとに区分された範囲に含まれる納税者に過重な負担とならないよう、階層数や区分の範囲と合わせ、階層ごとの税率を設定する必要がある
【案3】家屋床面積1m ² 当たり一定の金額を課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ より多くの人の居住を促進できるようにするという観点から、土地及び建物の有効活用の促進という目的との整合性がより高い ○ 総務大臣の不同意要件に抵触する可能性が少ない ○ 建物の築年数を考慮しないこととなるため、担税力に見合った負担を求めることが困難

- 税率や課税免除の要件などの制度設計によって変動はあるものの、税収見込み額は約8～20億円となると想定

※ 具体的な事例に基づく検討の内容は、答申全文に記載

3 検討結果

税額の算出方法

- 課税の公平性の観点からは、資産価値を基に税額を算出すること（【案1】、【案2】）が望ましいが、目的との整合性や固定資産税との区別の観点から、家屋床面積を基にすること（【案3】）との考え方も複数の委員が支持
- 立地条件については、反映させるべき



各案を基にし、又は組み合わせることによって、最終的にどのような税額の算出方法とするか、また、どのような税率で税額を算出するのかについては、今後京都市において検討すべき

負担の程度

- 現行の固定資産税の負担の程度を考慮し、熱海市における「別荘等所有税」※もひとつ参考として、過重なものとならないよう、税率を設定することが望ましい

※ 別荘等所有税…別荘等の所有者に対し、床面積1m²につき650円の負担を求める熱海市独自の税目

結論

非居住住宅への居住を促進することにより人口の減少に歯止めをかけるとともに、

土地及び建物の有効活用を誘導するため、

また、非居住住宅に係る受益や社会的費用に見合った負担を求めるため、

専ら居住の用に供する者のない住宅（非居住住宅）の所有に対し、

新たな法定外税を創設し、負担を求めていくことを提言する。

その他

1 市民等への説明

- 導入までのプロセスの各段階において、市民や納税者、関係者に丁寧に説明し、その理解を得ながら、しっかりと進めるべき

2 新たな税の名称

- 「非居住住宅利活用促進税」など、新たな税の目的を分かりやすく示す名称を検討すべき

3 社会情勢の変化への対応

- 一定の期間を定めて新たな税の導入による効果や他の税目を含む税収の状況を検証するとともに、社会情勢の変化に対応し、必要があると認めるときは、適宜制度の見直しについて考えられたい

4 今後の税の活用

- 今後も、必要に応じて政策目的達成の手段として税制を検討していくことは意義がある
- 京都市の財政を持続可能なものとする財源の確保という観点からは、既存の税目における超過課税を検討すべきである

京都市「非居住住宅利用促進税」の概要

税目	非居住住宅利用促進税(法定外普通税)	徴収方法	普通徴収
課税客体	市街化区域内に所在する非居住住宅(住宅のうち、その所在地に住所を有する者がないもの)		
課税標準	家屋価値割 ・非居住住宅に係る固定資産評価額(家屋) 立地床面積割 ・非居住住宅の敷地の用に供する土地に係る 1 m ² 当たり固定資産評価額 ×当該非居住住宅の延べ床面積		
納税義務者	非居住住宅の所有者		
税率	(家屋価値割) 0.7% (立地床面積割) 家屋価値割の課税標準 700万円未満 : 0.15% 700万円以上900万円未満 : 0.3% 900万円以上 : 0.6%		
収入見込額	(平年度) 約 9.5億円	徴税費用見込額	(導入前) 約 4億円 (年間) 約 2億円
課税を行う期間	条例施行後 5 年を目途に見直し規定あり		
非課税事項等	(免税点) 家屋価値割の課税標準が、条例施行後 5 年間は100万円未満のもの（本則上は20万円未満） (課税免除) ・事業の用に供しているもの又は 1 年以内に事業の用に供することを予定しているもの ・賃貸又は売却を予定しているもの（事業用を除く）※ ※ ただし、1年を経過しても契約に至らなかつた場合は免除しない ・景観重要建造物その他歴史的な価値を有する建築物 等 (減免) ・転勤中、海外赴任中のため、居住していないものの（ただし、5年間のみ） ・入院、施設入居中のため、居住していないものの等 (徴収猶予) ・非居住住宅の所有者が死亡した場合は、当該事実が発生した日から 3 年間		

税率設定の考え方

ア 税率設定の考え方について

まず、現在の固定資産税に係る(旧)制限税率を適用した場合の負担増分(+0.7%分)、1件当たり想定平均負担額約4.4万円と同程度の負担となる家屋価値割0.7%，立地床面積割0.15%とした。なお、この税率による負担額は、固定資産税における住宅用地特例の適用を除外した場合の想定平均負担増額よりも小さい。

イ 家屋価値割の課税標準が700万円以上である場合の税率設定について

次に、非居住住宅利活用促進税の課税対象となる非居住住宅を分析したところ、広大な戸建て住宅や市内中心部の築年数の浅いマンションなど、別荘・セカンドハウスや賃貸運用目的で保有されている物件が見受けられた。これらの物件が居住や収益の用に供されることなく所有されると、その他の非居住住宅の所有者との間に、各々の物件の有する固定資産税の価格や税額の差以上に、担税力の差があると考えられる。したがって、本市の実態を踏まえ、家屋評価額700万円以上である場合の税率を高く設定することとした。さらに、土地に係る固定資産税額に住宅用地特例の適用がある住宅と、適用のない住宅を比較すると固定資産税額の差が最大約4倍となること等を参考に、立地床面積割を4倍した、家屋価値割0.7%，立地床面積割0.6%を設定した。

以上の点を踏まえ、また、ながらに税負担を上昇させる観点から、本市の実態を踏まえ、家屋評価額700万円以上900万円未満である場合の税率を家屋価値割0.7%，立地床面積割0.3%とし、家屋評価額900万円以上である場合の税率を家屋価値割0.7%，立地床面積割0.6%とした。

【参考】非居住住宅利活用促進税の税率

家屋価値割	家屋価値割の課税標準	税率
立地床面積割	700万円未満	0.7%
	700万円以上900万円未満	0.15%
	900万円以上	0.3%
		0.6%

柏崎市「使用済核燃料税」の新設について

1. 使用済核燃料税の新設の理由 [柏崎市協議書抜粋]

平成15（2003）年に、市民が安心して生活できるよう原子力発電所周辺の安全対策・防災対策の一層の充実を図るとともに、長期にわたって原子力発電所と共生していくこととなる当地域の更なる振興を含めた原子力発電所立地地域としての財政需要に対応するため、法定外目的税である使用済核燃料税導入しました。

しかし、再処理事業が計画どおりに進まず、発電所内で増え続ける使用済燃料に対処するために、プールの貯蔵能力強化、敷地内乾式貯蔵や中間貯蔵施設建設などが行われてきましたが、現状では、全国的に発電所からの搬出が進んでおりません。

（中略）

このような状況により、使用済核燃料は再処理をしてエネルギー資源を有効に利用するとするわが国のエネルギー政策にのっとり、使用済核燃料は一定期間、発電所において保管をするものの、基本的には発電所敷地外で適切に管理又は再処理されるべきという当市の方針に反して発電所内の保管が長期化、常態化していることを鑑み、使用済核燃料の長期・大量保管に伴う本市の負担及び市民の不安を軽減するため、長期間保管されているものに対して、経年累進課税することによって搬出を促進するものであります。

また、導入当時において想定されていなかった核燃料サイクルの停滞、使用済核燃料の発電所内での一時保管の長期化、常態化等の原子力発電をめぐる情勢、そして東日本大震災を踏まえての広域避難体制整備の確立等、新たな財政需要への対応が求められていますが、これに対応する税収の確保が必要な状況であります。

以上のような状況を踏まえ、特定納税義務者と協議した結果、条例案に同意いただきましたので、これら原子力発電所に起因する幅広い財政需要に充当するため、税率を引き上げるとともに、長期間保管されているものに対して、経年累進課税を加算する使用済核燃料税を導入することとしたものです。

2. 使用済核燃料税の概要

課税団体	新潟県柏崎市
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①基本分：発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管。 ②経年累進分：発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料。ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。
課税標準	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量
納税義務者	使用済核燃料を保管する原子炉設置者
税率	①基本分：1キログラムにつき620円 ②経年累進分：使用済核燃料を使用済燃料貯蔵施設等へ搬出することが可能となったことについて両者が合意した年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料について、使用済燃料貯蔵施設等への搬出がされるまでの間、重量1キログラムにつき、次の額を加算する。 1年目：50円、2年目：100円、3年目：150円、 4年目：200円、5年目：250円（搬出されるまでの期間が5年を超えたときは、5年を上限とする。）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）787,321千円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3. 同意要件との関係

使用済核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

柏崎市使用済核燃料税の課税客体は「使用済核燃料の保管」(基本分)及び「発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料」(経年累進分)であり、課税標準は「使用済核燃料の重量(核分裂させる前の核燃料物質の重量)」であるが、国税又は他の地方税において、これと課税標準を同じくするものは、存在しない。

② 住民の負担

特定納税義務者である東京電力HD(株)は、2019度の売上が8,469億円、経常利益が1,529億円(グループ全体の売上が6兆2,414億円、経常利益が2,640億円)の企業である一方、本税による負担は約7.9億円/年である。さらに、本税による税負担は電気料金等に転嫁することも可能であり、それらを踏まえると、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。なお、本税が転嫁された場合、電力料金に及ぼす影響は1世帯につき1.25円/月程度である。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

使用済核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいはず、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えるものとは認められないと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。柏崎市使用済核燃料税は、柏崎市における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

福井県核燃料税の新設（更新）について

1. 核燃料税新設（更新）の理由 [福井県提出資料抜粋]

福井県は、昭和51年11月に全国に先駆けて法定外普通税である核燃料税を創設し、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定・生業安定対策等の諸施策に役立ててきたところである。

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ発足した原子力規制委員会による新しい規制基準のもと、平成27年には、美浜1、2号機及び敦賀1号機の廃炉が決定された。人口減少が著しい嶺南地域において、基幹産業である原子力発電所の廃炉は地域経済に影響を与えることとなるため、産業転換対策の必要性など新たな問題が生じている。

運転と廃炉は一体であり、原子力発電所の特殊性から、運転を停止し廃炉になっても直ちに原子炉を解体撤去し更地にすることはできず、事業者は、長期にわたる廃止措置を安全かつ円滑に進める義務を負っている。

そこで、廃止措置中も、放射性物質の拡散防止措置等が必要なくなるまで、稼働時から引き続き原子力安全対策、民生・生業安定対策等を行う必要があることから、廃止措置中の原子炉に対しても課税（出力割）を導入するものである。

また、使用済燃料の問題については、平成26年4月に策定されたエネルギー基本計画において、将来世代に先送りせず対策を確実に進めることが明確に示された。電力事業者自らも、使用済燃料対策推進計画を定め、使用済燃料を県外へ搬出するという方針を明確にしている。

このような背景により、使用済燃料の県内での貯蔵が長期間にわたって常態化しないようにする仕組みを導入し、事業者の取組を強く促す政策税制（搬出促進割）を導入するものである。

2. 核燃料税の概要

課税団体	福井県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 3. 搬出促進割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力 3. 搬出促進割：発電用原子炉に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：183,000円／千kW／年 （廃止措置中は2分の1） 3. 搬出促進割：1,000円／kg／年
徴収方法	申告納付
収入見込額	(初年度) 1,477百万円 (平年度) 14,317百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（平成28年11月10日～平成33年11月9日）

3. 同意要件との関係

福井県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 國税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「國税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税（國税）があるが、今回更新を予定している福井県核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入した核燃料の価額」、「発電用原子炉の熱出力」及び「発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも國税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

（参考）福井県核燃料税と電源開発促進税との比較

項目	福井県核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 3. 搬出促進割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	販売電気
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力 3. 搬出促進割：発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	販売電気の電力量
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：183,000円／千kW／年 （廃止措置中は2分の1） 3. 搬出促進割：1,000円／kg／年	375円／千kWh

② 住民の負担

特定納税義務者である関西電力は、年間売上高2兆8,682億円の企業（注1）であり、同じく特定納税義務者である日本原子力発電は、年間売上高1,138億円の企業（注2）である。一方で、特定納税義務者である当該2社を含む計3社の本件条例による負担は約140億円程度であり、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、全ての原子力発電所が稼動した場合でも、標準家庭（300kwh／月）1世帯当たり30.9円／月（1kwh当たり0.103円／月）と見込まれる（福井県試算）。

この試算結果を踏まえても、今回の見直しによって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（注1）関西電力の経常利益は平成27年度決算ベースで2,001億円である。

なお、関西電力の財務目標（連結ベース）によると、平成30年度に2,000億円、平成37年度に3,000億円の経常利益が見込まれている。

（注2）日本原子力発電の経常利益は平成27年度決算ベースで59億円である。

なお、日本原子力発電の財務目標は公表されていない。

（2）「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

福井県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（3）「（1）及び（2）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。福井県核燃料税は、福井県及び福井県内の関係自治体における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策と方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している福井県核燃料税については、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。

福井県「核燃料税」の新設(更新)について

1. 核燃料税の新設(更新)理由 [福井県協議書抜粋]

昭和51年11月、本県は、全国に先駆けて法定外普通税である核燃料税を創設し、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定・生業安定対策等の諸施策に役立ててまいりました。

原子力発電所の使用済燃料の問題については、電力事業者自らが使用済燃料対策推進計画を定め、使用済燃料を県外へ搬出するという方針を明確にしております。

しかしながら、現状では使用済燃料の県外搬出は進んでおらず、早期の搬出をより強力に促すため、搬出促進割について、税率を年1,500円/kgに引き上げることとします。

また、人口減少が喫緊の課題となっている中、立地地域がその役割を確実に担い、消費地とともに持続的に発展していくための基盤整備などの共生促進対策がますます重要となっております。

こうしたことから、安定的な税収を確保し、これらの立地地域に必要な諸施策を確実に実施するため、出力割の税率を引き上げることとします。

現行の核燃料税条例は、令和3年11月9日を以って課税期間が終了しますが、現下の状況を考慮すると、引き続き、自主財源である核燃料税は重要であり、政策課題に対応するとともに、増大する原子力発電所の立地に伴う財政需要に応えていくことが必要です。

以上のことから、核燃料税条例の適用期間を5年間延長し、出力割及び搬出促進割の税率を引き上げるものとします。

2. 核燃料税の概要

課税団体	福井県
税目名	核燃料税(法定外普通税)
課税客体	1. 價額割: 発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割: 発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業 3. 搬出促進割: 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	1. 價額割: 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割: 発電用原子炉の熱出力 3. 搬出促進割: 発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納稅義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 價額割: 100分の8.5 2. 出力割: 51,200円／千kW／1課税期間(廃止措置中は2分の1) 3. 搬出促進割: 375円／kg／1課税期間
徴収方法	申告納付
収入見込額	(初年度)1,869百万円 (平年度)15,366百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間(令和3年11月10日～令和8年11月9日)

3. 同意要件との関係

核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

価額割の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」、出力割は「発電用原子炉の熱出力」、搬出促進割は「発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」としており、国税又は他の地方税において、形式的に課税標準を同じくするものはない。

ただし、出力割の課税客体は「発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業」であり、「一般送配電事業者の販売電力」を課税客体とする電源開発促進税(国税)及び「法人が行う事業」を課税客体とする法人事業税(地方税)と実質的に課税標準を同じくしているか否かの検討が必要である。

電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるために課されるものである。発電コストの一部として、間接的に電気の利用者(受益者)に負担を求めるものであり、課税標準を「販売電気の電力量」としているのは、受益の程度が販売電力量に対応するためである。

また、法人事業税については、収益活動が、道路をはじめとした諸々の公共施設の利用を通じて行われていることから、これらの施設に必要な経費を分担せしめる目的で課されており、事業という収益活動に担税力を見出し、事業活動の規模を適切に表すために「収入金額」を課税標準としている。

一方で、核燃料税の出力割の課税標準が「発電用原子炉の熱出力」となっているのは、本税が原発立地に伴う財政需要に充てるための税であるところ、財政需要が原子炉の熱出力(規模)に対応するためである。

以上を踏まえると、核燃料税と電源開発促進税及び法人事業税は、形式的にも実質的にも課税標準が同じであるとは言えないのではないか。

② 住民の負担

特定納税義務者である関西電力(株)は、2020年度の年間売上(連結)が3兆923億円、経常利益が1,538億円の企業であり、同じく特定納税義務者の日本原子力発電(株)は、同年間売上(連結)が963億円、経常利益が75億円の企業である。

本税による負担(平年度)はそれぞれ約129億円／年、約23億円／年(課税期間5か年)であり、仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、福井県の試算によると、標準家庭1世帯で36.6円／月の負担であり、住民の負担が著しく過重となるとは言えないのではないか。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。福井県核燃料税は、福井県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものであると言えるのではないか。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないものと考えられる。